

青森県 商工会報

発行:青森県商工会連合会
編集:広報編集グループ
青森市新町2丁目8-26
県火災共済会館5F
TEL 017-734-3394
FAX 017-773-7249

全国統一キャッチフレーズ ～商工会は 行きます 聞きます 提案します～

平成二十四年三月二十九日、青森県火災共済会館において平成二十三年度臨時総会が開催されました。平成二十四年度は「地域社会に貢献する商工会」として、新たな時代に向けて、会員や地域の方々から今まで以上に支持される組織づくりを目指し全組織挙げて、課題解決に向けた取組を行い、情勢変化に即応した事業展開を、全国連、県及び県内各市町村と連携を取りながら実施することとし、以下三つの重点事業とすることを承認し開会しました。



総会に先立ち挨拶を述べる今県連会長

平成二十三年度臨時総会

二十四年度重点事業満場一致で可決

一、かつてない厳しい経営環境にある小規模事業者等の経営支援強化

(1) 小規模事業者等及び商工会への経営力向上支援

一般的な経営相談については、商工会経営指導員対応、高度・専門的な経営相談については、専門経営指導員が、外部専門家、商工会経営指導員と連携し経営課題解決のための支援を実施する。

さらに経営改善普及事業を効果的・効率的に推進するために商工会経営指導員を対象とした経営支援推進連絡懇談会を開催し、小規模事業者への経営課題解決に向けた指導方法及び国、県等の各種施策の普及活用等について協議する。

(2) 小規模事業者等の特産品開発・販路開拓支援

県の進める六次産業化に呼应し、第一次産業との農商工連携による地域資源開発や外貨獲得に向けた会員企業等の県外への販路開拓支援としてモニター制度活用

による商品の質の向上並びに各種展示商談会参加機会提供を行う。

(3) ネットde記帳による自計化及び財務情報による経営支援の推進

全国連に協調し、平成二十四年九月リリース予定の「新ネットde記帳」システムの導入促進を図り、小規模事業者等の自計化や標準化した財務情報をもとにした経営支援を推進する。

二、地域コミュニティ活動、まちづくりの支援の強化

(1) 地域コミュニティ維持活動の強化
高齢化地域の生活支援等の地域課題を解決するため商工会役員・青年女性部員が一丸となって高齢者の生活不便解消、防災、防犯、子育て支援を含めたコミュニティ維持活動を展開する。また、これらコミュニティ活動のビジネス化についても研究・創設の支援を行う。

(2) 活性化を目指したまちづくり支援
本県商工会地域は東北新幹線全線開業や高規格道路の拡張等交通体系が大きく変化

し、生活・事業活動環境に大きな影響を受けている地域や東日本大震災の直接間接の影響を受けている地域、地域開発のプロジェクトを抱え今後の発展を期する地域等様々な課題が存在している。これらの地域課題解決に向けて商工会支援を強化すると共に、国・県・市町村に対しての意見活動を強化する。

(3) 商工会活動のアピール

商工会がいかにより多彩広範な活動を実施し、地域活動に貢献しているか行政・地域住民・商工業者に積極的にPRするための「商工会地域貢献アピールプラン」を策定する商工会の支援を行う。

三. 商工会の組織強化と職員の資質向上

(1) 商工業者及び商工会員ニーズの的確な把握

全ての商工会において組織率目標を掲げ会員増強に努めると共に、特に非会員に対するアンケート調査や地域特性を踏まえた会員ニーズを的確に把握し既存事業の見直しを行う。

また、一層の巡回訪問活動を強化し、職員の自発的巡回から計画的・組織的に移行する。さらには農林・水産業者との連携を深め、生産・販売行為の支援を一層推し進める。これ

ら新たな事業形態をリストアップし、会員増強目標を具体的に設定し、商工会の基礎である会員増強を図ることが何よりも商工会の基盤強化に繋がる。

(2) 広域的な課題の取り組みの強化

少子高齢化にある商工会地域は、共通の課題を抱えており、活用されていない地域資源も多い。しかしながら小規模な商工会においては、特にこれらに対する取り組みについては限界が生じている。商工会が連携を組み、地域課題解決及び経営改善普及事業に広域的・効率的に取り組むことの意味は大きい。平成二十四年度は特に下北地域においてモデル的に実施する。

(3) 職員の資質向上

専門化・高度化する小規模事業者等ニーズに対応するため商工会の資質向上対策として、全国連認定「経営支援マネージャー」、インキュベーションマネージャー等の資格取得支援を行い、かつ全職員を対象とした資格試験による職階制度導入及び事務局のマネジメント能力向上に向けた環境整備を実施する。また、経営指導員の経営支援力向上に向けた「経営指導事例発表大会(仮称)」を実施する。



議案について質問する横浜町・澤谷会長



議長を務めた風間浦村・駒嶺会長

平成23年度第1回知事と商工三団体との懇談会

今会長から街づくり支援

地域コミュニティ維持活動の強化について要望

去る二月一日（水）ホテル青森において、三村申吾知事と商工三団体との懇談会が開催され、各団体からの要望について意見交換を行った。

当日は、県商工会議所連合会・県中小企業団体中央会・県商工会連合会の三団体の幹部（七十二名）と、三村知事をはじめ商工労働部など県担当部局幹部（八名）が出席した。県商工会議所連合会・県中小企業団体中央会・県商工会連合会の三団体合同により開催された、三村知事から「創造的復興を目指して」と題した講話のあと懇談会に入り、まず県商工会議所連合会・林会長より交通インフラの整備（高規格道路、下北縦貫道路、天間林道路）についての要望がなされた。次に県中小企業団体中央会・蝦名会長より、食産業型組合応援プロジェクト事業の支援、被災地支援など要望があった。

最後に今県連会長より、商工会が中核となつて、地域資源活用や農商工連携、六次産業化による新たな地域産業の育成、商工会役員・会員・青年部・女性部員が一体となつた防犯・防災活動、高齢者等地域住民の生活不便解消を目的としたコミュニティ維持活動の積極的な展開、維持活動の強化について要望致した。



知事に要望する今会長

第三回販路開拓商品力向上のための研究会

去る三月七日（水）特産品販路

開拓広域サポート事業の一環として第三回販路開拓商品力向上のための研究会が開催された。中小企業診断士米田吉宏氏を講師として「売れる商品づくりの考え方」について御講義いただきました。その後販路開拓支援委員を交えたグループワークを行い、各事業所の個別商品ごとに調査した消費者モニターアンケート結果を参考に自社商品のブラッシュアップを行い、商品の改善及び今後の展開方向性について事業者より発表

いただきました。

本研究会ではサポート事業登録商品を中心に商品の現状分析及び課題や対応策・売れる商品づくりの考え方について検討してまいりました。事業者についても良い点、悪い点が明確になり、自社商品分析し、磨きあげる良い機会になつたとの声をいただきました。

今後は研究会での成果を活かし少しでも多くの商品の販路開拓機会の提供をおこなっていく。



米田先生より商品力UPの講義



今後の展開について発表 (株)尾野建設

岩木町・相馬村商工会が合併契約締結 新商工会名は「岩木山商工会」



右より栗形会長（相馬村） 中央・吉川専務（県連） 左・一戸会長（岩木町）

岩木町商工会（一戸鐵弘会長）、相馬村商工会（栗形昭一会長）は平成二十四年二月六日に岩木町商工会館において、吉川県連専務理事立会の下、合併契約締結調印式を挙行いたしました。

両商工会地区は、平成の大合併により平成十八年二月に弘前市の一部となりましたが、その後も両商工会は存立してきました。

しかしながら両商工会地域における経済規模の縮小は、地区内商工業者の業績低迷や廃業の起因となり、商工会組織と財政基盤を揺るがす状況となりました。特に相馬村商工会ではその状況が顕著となり、引き続き両商工会地区内商工業の発展並びに地域の活性化に寄与するために合併に取り組むこととなりました。

平成二十三年二月七日の岩木・相馬広域連携検討会を皮切りに、合併促進協議会等で協議を重ね、平成二十四年一月十一日に合併基本協定書締結、両商工会の臨時総会の合併決議を経て、このたびの契約締結となりました。

平成二十四年四月一日からは現在の岩木町商工会館に事務所を置き「岩木山商工会」として、両地域の経済団体としての役割を担います。

商工会青年部全国組織化45周年記念大会 （和歌山大会）



開会式（中央・濱谷会長）



全国大会研修風景

平成二十四年二月七日から八日の二日間、和歌山県和歌山市「和歌山ビッグホール」において商工会青年部全国組織化四十五周年記念大会が開催されました。大会には全国から約二千名の青年部員が集結し、本県からは十七名が参加いたしました。

大会初日は、主張発表全国大会が行われ、東北北海道ブロック代表の宮城県佐々木智徳君をはじめ全国六ブロックの代表者から青年部活動をテーマに発表した。記念講演では、元プロ野球監督の東尾修氏が監督や選手時代の経験談を交え講演。

一日目の研修終了後、全参加者により交流会が開催され、郷土芸能が披露されるなど会場は大いに賑いました。二日目は、商人ネットワーク商談会が開催され、青年部員が自社の商品のプレゼンを行った。最後に全国青年部長会議が行われ、全日程を終了しました。

尚、記頭彰授与式では本県から左のとおり頭彰及び感謝状が授与されました。

商工会青年部全国組織化 四十五周年記念大会

顕彰「まちづくり部門」 つがる市商工会青年部

感謝状

手塚 克則 氏（三戸町）

平成23年度第2回商工会青年部員研修会



運営研究会でのグループワーク



平成23年度事業報告

平成二十三年度第二回商工会青年部員研修会が、三月二日、野辺地町「まかど温泉ホテル」に於いて開催されました。

県内各地から青年部員及び担当職員六十四名が参加。

はじめに受賞報告があり東北六県北海道商工会青年部連合会会長表彰が平川市商工会青年部に贈られました。

研修会では、各ブロック長による二十三年度広域連携委託事業報告と、平成二十四年度広域連携事業の意向について発表があり、その後、濱谷会長を座長としグループワークが行われ、各地域の課題や事業内容について意見交換が行われました。

講演では、秋田県より(株)栗駒食彩倶楽部代表取締役の半田純氏より、青年部が地域おこしのために会社を立ち上げた実体験をお話いただきました。また、東北六県北海道青連連絡協議会長の清野隆博氏にもお越しいただき、全青連の来年度事業計画等について説明されました。

平成23年度第2回商工会女性部員研修会



研 修 風 景



平成23年度事業報告

平成二十三年度第二回商工会女性部員研修会が、三月十九日、青森市「青森県火災共済会館」に於いて開催されました。

県内各地から女性部員及び担当職員七十六名が参加し、吉川県連専務理事、中美県女連会長の挨拶により開会。

研修会では、二十三年度広域連携委託事業報告が行われました。本年度は「女性部おすすめ郷土めぐりツアー」について各ブロックにおいて調査研究・プラン作りを実施され各ブロック長より事業発表されました。発表後、(株)専栄サービス営業部長の中嶋與志久氏より講評をいただき、「ターゲットをきちんと絞る事」など、具体的なツアー商品企画に係るアドバイスもいただきました。

最後に二十四年度広域連携事業について、グループ討議を実施し、本年度の調査・研究材料と、中嶋氏の講評とアドバイスを参考に意見を出し合い、各グループより発表されました。

第11回グルメ&ダイニングスタイルショー春2012 ニッポンいいもの再発見コーナー出展



株式会社トーサム

二月八日（水）～十日（金）（株）ビジネスガイド社主催により「第十一回グルメ&ダイニングスタイルショー」が東京ビックサイトで開催され、全国商工会連合会では同会場にてバイヤーを対象とした商工会地域の展示商談会「ニッポンいいもの再発見！」のコーナーを設け地域特産品のPR及び販路開拓の支援を行いました。

東京で
商談会
バイヤーへ商品をPR

本事業は、首都圏来場バイヤーに対して実際の商談に発展させ、ビジネスチャンス の機会提供支援を行うことを目的としており、本会からもサポート事業へ登録された事業者を中心に、本会販路推進委員会にて推薦を受けた三事業所がコーナー出展いたしました。

出展事業者においては特産品を首都圏バイヤー等に積極的にPRしており、出展後具体的な販売単価や決済方法等について展示商品の見積依頼があり、実際に発注の手配があるなど、商談が成立したケースも見られ新たな販路開拓展開に貢献することができました。

今後も本会サポート事業を中心に新たな商品開発のサポートや販路開拓を目指す事業者へ向けた支援を展開する。

今回出展した事業所はつぎのとおりです。

【二月八日～十日】

- 株式会社トーサム (市浦商工会)
- 株式会社小野寺醸造元 (三戸町商工会)
- 株式会社 たから (田子町商工会)

The 11th
Gourmet & Dining
Style Show
2012 Spring



ニッポンいいもの再発見!



株式会社 たから



株式会社 小野寺醸造元

広域地域活性化推進事業

報告会開催！

去る三月十六日青森国際ホテルにおいて、広域地域活性化推進事業報告会が開催されました。当日は地域振興委員会の方々をはじめ、各広域指導センターに事業推進のために設置された地域課題検討委員の方々も出席されました。

本事業は本会広域指導センターが主体となり、広域的な地域課題の抽出、改善、解決、地域コミュニティの活性化等について様々な具体的支援策を検討及び実施し、商工会地域の広域的活性化を図ることを目的として行われ、各テーマについて各広域指導センター担当者からプレゼンが行われ、出席した地域課題検討委員から質問等がされました。

各広域指導センターからのプレゼンが終了後、地域振興委員会宮本委員長から、「本年度、当連合会の新規事業として、各地域の広域的な課題についてテーマを設定し、検討、提案、問題解決等とてもよい事業が出来と思う。今回の事業成果を地域の活性化へ繋げてほしい」との講評がされました。各広域指導センターテーマにつきましては次の通りです。

中央広域指導センター

○東郡ブロック参加型モデル観光ルートづくりと土産品開発

○中津軽地域密着型観光ツアー・コンシェルジュ事業

東部広域指導センター

○大発見！オラがまちの隠れた名所とグルメ

西部広域指導センター

○商店街再生地域コミュニティ構築事業

↳ターゲットの明確化と携帯メールの活用

南部広域指導センター

○広域観光産業振興プラン策定

北部広域指導センター

○下北・七宝海（しっぽうかい）プロジェクト事業

↳特産品の連携融合による付加価値増進・会員企業の製販連携・広域観光商品育成による新たな付加価値創出



講評する宮本委員長



プレゼンの様子

【編集後記】

冬の厳しい寒さも一段落し新年度が始まりお忙しいことかと思えます、当県連につきましても組織再編が行われ新体制がスタートいたします。昨年度より当会報へ携わり県連事業の発信や会員企業の紹介等を行ってまいりました。今後も今まで以上に人物や商品を登場させ、各地商工会の取組についても紹介を行い会員等への周知・情報発信を行ってまいりたいと思っておりますので、今後とも協力よろしくお願い致します。（古川）

JR東京駅八重洲南口 徒歩3分！！

首都圏での、営業所等開設の準備、
販路開拓や情報収集にご利用ください！

【青森県東京ビジネスプラザ施設のご案内】

①長期ブース	②短期ブース	③会議室	④商談室	⑤PRコーナー
1人用 6ヶ月まで 49,980円/月 7ヶ月以降 57,120円/月 2人用 6ヶ月まで 73,500円/月 7ヶ月以降 84,000円/月	2,205円 /日	3,675円 /時間	4人用 525円 /時間 8人用 787円 /時間	25,200円 /年
首都圏進出の足掛かりに！ はじめの半年間は割引！	出張時の拠点に！	プレゼン、会議等に！	商談に！ 打合せに！	常駐者不在でも、営業に！

※料金は税込み

【ブースの内容】

パーティションで仕切ったスペース

①長期：15ブース

②短期：2ブース

(1人用：1坪、2人用：2坪)

⇒デスク、書類収納庫、電話、FAXなどを設置しています。



【青森県ビジネスサポートセンター（BSC）による支援のご案内】

上記の共同オフィス提供事業の他に、BSCでは、職員とアドバイザーが常駐し、次の事業による支援を行っております。

■受発注取引推進事業

本県中小企業が目指す事業展開を踏まえて、より効果的な受発注取引あっせんを実施します。

■販路開拓支援事業

マーケティングの課題解決を図りながら、首都圏の商社等と本県中小企業との円滑なマッチングを実施します。

■情報交換交流事業

長期ブース利用企業様を中心に、交流セミナーや先進企業視察研修会などによる情報提供や情報交換を実施します。

お申込み・
お問合せ先

青森県ビジネスサポートセンター

TEL 03-3271-0900

東京都中央区八重洲2-2-1 住友生命八重洲ビル5階

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

Q₁ ほんとうに安心・確実なの？

小規模企業共済制度は、法律（小規模企業共済法）に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。契約者の方からお預かりしている掛金とその運用収入は、すべて契約者に還元される仕組みで、制度の運営経費は全額国からの交付金により賄われています。昭和40年に発足した実績ある制度で、現在約120万人の方が加入しています。



Q₂ この制度に加入できる人は？

- 小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。
- 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主および会社の役員
 - 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
 - 常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
 - 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
 - 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をも満たす方となります。
 ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
 ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

Q₃ 毎月の掛金はどのくらいなの？

掛金月額 は 1,000 円 ~ 70,000 円の範囲内（500 円単位）で自由に選べます。加入後も掛金月額は増額・減額できます（減額には一定の要件が必要です）。また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。



Q₄ 掛金は税法上どんなメリットがあるの？

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。（1年以内の前納掛金も同様です）



Q₅ 共済金はどんな時に受け取れるの？

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。例）共同経営者の方は、個人事業主の廃業に伴う退任など（⇒右ページの「共済事由等」欄を参照）

Q₆ 共済金の税法上の取扱いは？

共済金の受取りは、「一括」「分割（10年・15年）」「一括と分割の併用」のいずれかをお選びいただけます。税法上、一括受取りによる共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となります。（⇒右ページの「税法上の取扱い」欄を参照）

Q₇ 事業資金も借り入れできるの？

契約者（一定の資格者）の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます（担保・保証人は不要）。

- 【貸付けの種類】
 一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け

その他、制度の詳細内容については、「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

Q1 ほんとうに安心なの?

経営セーフティ共済は、法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。現在約30万社が加入され、貸付累計件数約26万件、貸付累計額は約1兆8千億円にのぼっています。

Q2 どんな企業が加入できるの?

加入できる方は次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

■個人の仕事主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業 種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

■企業組合、協業組合

■事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

Q3 毎月の掛金はどのくらいなの?

掛金月額は、**5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます**。加入後も掛金月額は増額・減額できます(ただし、減額には一定の要件が必要です)。掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。また、掛金の前納もできます。

Q4 掛金は税法上どんなメリットがあるの?

掛金は、**税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます**。

※個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。

Q5 どんな時に貸付けを受けられるの?

取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった時に貸付けが受けられます。

※貸付けを受ける際の注意点については、裏面を参照

Q6 どれだけの貸付けが受けられるの?

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。

※貸付けを受ける際には、倒産した取引先事業者との高取引の内容・方法がわかる書類が必要になります。

Q7 共済金の貸付条件は?

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、**共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます**。

償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

なお、共済金を繰上償還により完済し、一定の条件を満たす場合には、早期償還手当金をお支払いします。

Q8 取引先事業者が倒産しなくても貸付けを受けられるの?

取引先事業者に倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、**解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる「一時貸付金」の制度があります**。

※詳しくは、裏面を参照

Q9 掛金は掛け捨てなの?

12か月分以上掛金を納付していれば、自己都合の任意解約でも掛金総額の80%以上の解約手当金が受け取れます。

